

## 第 1 6 1 号議案

足立区地域体育館の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区地域体育館の指定管理者の指定について  
足立区地域体育館の指定管理者を下記のとおり指定する。

### 記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区中央本町 体育館	東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
足立区東和体育 館	東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号 ヤオキン・A S C C 共同事業体 代表者 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
足立区佐野体育 館	東京都足立区千住河原町 9 番 7 号 株式会社グランディオサービス 代表取締役 林 秀樹	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
足立区江北体育 館	東京都足立区江北一丁目 33 番 22 号 株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役 川名 康仁	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
足立区興本体育 館	東京都足立区江北一丁目 33 番 22 号 株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役 川名 康仁	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
足立区伊興体育	東京都足立区千住河原町 9 番 7 号	平成 22 年 4 月 1 日から

館	株式会社グランディオサービス 代表取締役 林 秀樹	平成 27 年 3 月 31 日まで
足立区鹿浜体育館	東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地域体育館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。